

さいたま市西区役所で使用する電気の仕様書

1 概要

- (1) 需要場所 さいたま市西区役所
 さいたま市西区西大宮 3-4-2
 (詳細は別紙 1～3 のとおり)
- (2) 業種及び用途 市庁舎 (電灯・動力併用需要)

2 仕様

- (1) 需要場所 (用途別) の供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数等
別紙 1 のとおり
- (2) 需要場所 (用途別) の契約電力等および予定使用電力量
別紙 2 のとおり
- (3) 需要場所 (用途別) の電気使用実績 (最大需要電力、使用電力量、力率)
別紙 3 のとおり
- (4) 需給期間
令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日まで
(上記需給期間を原則とし、これによりがたい場合には、さいたま市電気需給契約基準約款第 12 条により算定される期間とする。)
- (5) 電力量等の検針
遠隔自動検針による検針方法とする。受注者は、スマートメーターへの切換え、又は、自動検針端末の取付けが行われていない需要場所の計量器について一般送配電事業者と調整を図ること。
- (6) 需給地点
別紙 1 のとおり
- (7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (8) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ

3 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整 (燃料費調整額) 及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、さいたま市電気需給契約基準約款及び関東管内の一般送配電事業者が定める供給条件による。なお、入札価格の算定にあたっては、(入札金額見積内訳書に記載された力率による) 力率割引を考慮し、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。また、契約の際は、同一の契約種別の場合に適用する基本料金、電力量料金の各単価は一律とするので、積算にあたり、同一の契約種別内では需要場所毎に異なる単価は使用しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
- ア 契約電力、最大需要電力の単位は1キロワット（1kW）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 契約容量の単位は、1キロボルトアンペア（1kVA）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 契約電流の単位は、1アンペア（1A）とする。
 - エ 使用電力量の単位は1キロワット時（1kWh）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - オ 力率の単位は1パーセント（1%）とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
 - カ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - キ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - ク 請求時の料金の計算は需要場所毎とする。また、同一の需要場所で複数の契約種別を契約している場合は、契約種別毎に計算を行うこと。
- (4) 発注者が各需要場所（同一の需要場所で複数の契約種別を契約している場合は、契約種別毎）の月別の電力使用実績内訳及び請求金額内訳を、無料で確認できること。（確認方法は、CSV形式のデータ、紙又はWEB等による。）
- (5) 受注者は、事業者切り替えに必要な手続き又は供給開始までの流れについて、発注者に説明を行うこと。
- (6) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、発注者が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこととする。
- (7) 料金の支払方法は、口座振替（いわゆる自動引落とし）とし、落札後、口座振替に必要な手続きを発注者に説明を行うこと。万が一、手続完了に時間を要し納付書による方法が発生した場合には、納付書発行に係る手数料は無料とすること。詳細については、発注者の指示に従うこと。
- (8) 契約締結後に契約電力や支払方法等を変更するにあたり、発注者が協議を申し入れた場合は、受注者は誠意をもって協議に応じ、迅速に対応すること。
- (9) 落札者は、落札後速やかに供給開始までに必要な手続きや提出書類を示した計画書（任意様式）を提出すること。

別紙1 概要及び仕様一覧

業務用電力

番号	需要場所 (施設名称)	需要場所 (住所)	契約種別	需給地点	蓄熱式負荷設備 の有無	小容量蓄熱式負 荷設備の有無	常用自家発電設 備の有無	非常用自家発電 設備の有無	電化厨房機器の 有無	太陽光発電設備 の有無	電力貯蔵用電池 設備の有無
1	さいたま市西区役所	さいたま市西区西大宮3-4-2	業務用電力 (高圧)	需要場所におけるさいたま市の施設した第1号柱上の東京電力パ ワーグリッド株式会社の架空引込線とさいたま市の開閉器電源側 接続点	無	無	無	有 (160kW 1台)	無	有 (40kW)	無

※①供給電気方式は交流3相3線式、②供給電圧(標準電圧)及び計量電圧(標準電圧)は6,000ボルト、③供給方式は1回線、④標準周波数は50Hzです。

※記載内容と現況が異なる場合は現況を優先とする。

※契約電力とは、契約上利用できる電気の最大電力をいい、計量器に記録された値の読みにより算定された値が原則としてこれを超えないものとする。
(但し、契約電力が500kW未満の場合は、施設毎の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

※蓄熱式負荷設備、小容量蓄熱式負荷設備、電化厨房機器の有無については、現在のミツウロコグリーンエネルギー株式会社との契約において、割引対象となっている機器の有無を表す。

※太陽光発電設備による売電の有無については、実績の有無を記載しているものであり、売電は本契約に含まない。

施設名称	さいたま市西区役所	
使用年月	契約電力 (キロワット)	予定使用電力量 (キロワット時)
令和2年2月	161	28,000
令和2年3月	161	25,000
令和2年4月	161	25,000
令和2年5月	161	17,500
令和2年6月	161	26,500
令和2年7月	161	28,500
令和2年8月	161	33,500
令和2年9月	161	33,500
令和2年10月	161	25,500
令和2年11月	161	25,500
令和2年12月	161	25,500
令和3年1月	161	22,500
令和3年2月	161	28,000
令和3年3月	161	25,000
令和3年4月	161	25,000
令和3年5月	161	17,500
令和3年6月	161	26,500
令和3年7月	161	28,500
令和3年8月	161	33,500
令和3年9月	161	33,500
令和3年10月	161	25,500
令和3年11月	161	25,500
令和3年12月	161	25,500
令和4年1月	161	22,500
合計		633,000

※契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量機に記録された値の読みにより算定された値が原則としてこれを超えないものとする。

(但し、契約電力が500kW未満の場合は、施設毎の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)

夏 季：7月1日から9月30日までの期間

その他季：1月1日から6月30日までの期間及び10月1日から12月31日までの期間

別紙3 各需要場所の電気使用実績(最大需要電力, 使用電力量, 力率)

業務用電力

番号	施設名称		使用実績												合計
			平成30年8月	平成30年9月	平成30年10月	平成30年11月	平成30年12月	平成31年1月	平成31年2月	平成31年3月	平成31年4月	令和元年5月	令和元年6月	令和元年7月	
1	さいたま市西区役所	最大需要電力(kW)	144	161	124	95	119	118	120	111	125	79	100	104	-
		使用電力量(kWh)	33,052	33,312	25,152	25,040	25,014	22,148	27,698	24,762	24,522	17,317	26,107	28,471	312,595
		力率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	-
最大需要電力合計		最大需要電力(kW)	144	161	124	95	119	118	120	111	125	79	100	104	-
使用量合計		使用電力量(kWh)	33,052	33,312	25,152	25,040	25,014	22,148	27,698	24,762	24,522	17,317	26,107	28,471	312,595